

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

< 現行 >

介護保険制度

< 見直し後 >

【財源構成】
 国 25%
 都道府県 12.5%
 市町村 12.5%
 1号保険料 21%
 2号保険料 29%

【財源構成】
 国 39.5%
 都道府県 19.75%
 市町村 19.75%
 1号保険料 21%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)
 訪問看護、福祉用具等
 訪問介護、通所介護

介護予防事業
 又は介護予防・日常生活支援総合事業
 二次予防事業
 一次予防事業
 (介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。)

包括的支援事業
 地域包括支援センターの運営
 ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
 介護給付費適正化事業
 家族介護支援事業
 その他の事業

現行と同様

事業に移行

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

充実

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
 (要支援1~2、それ以外の者)
 介護予防・生活支援サービス事業
 ・訪問型サービス
 ・通所型サービス
 ・生活支援サービス(配食等)
 ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
 一般介護予防事業

包括的支援事業
 地域包括支援センターの運営
 (左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
在宅医療・介護連携の推進
認知症施策の推進
 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
生活支援サービスの体制整備
 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業
 介護給付費適正化事業
 家族介護支援事業
 その他の事業

地域支援事業

地域支援事業